

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	北本市

北本市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担当部署名 市民経済部 産業観光課
所在地 北本市本町1丁目111番地
電話番号 048-594-5532
FAX番号 048-592-5997
メールアドレス a03110@city.kitamoto.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハクビシン、アライグマ、タヌキ、カラス、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	北本市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ハクビシン	—	—
アライグマ	果樹、野菜	39a 102千円
タヌキ	—	—
カラス	果樹、野菜	32a 94千円
ヒヨドリ	—	—
ムクドリ	—	—
スズメ	—	—

※令和4年度は被害報告がなかったが、昨今の捕獲頭数や周辺地域の傾向などを踏まえ、市の実態と合うと思われる令和3年度の数字を採用した。

(2) 被害の傾向

野生鳥獣による農作物等への被害は、実態を把握することが困難ではあるが、防護柵等の対策を講じてからは被害状況等から全体的には減少していると考えられる。

捕獲頭数は年々増えており、被害防止へ一定の効果があると思われるが、現状では対処療法を行うばかりで、未然に防ぐために予防策を講じる必要がある。

また耕作放棄地や平地林に、人が足を踏み入れることが少なくなるとともに、空き家の発生等が野生鳥獣の絶好の隠れ場所となり、年間を通じて生息域の拡大を招く結果となっている。

このようなことから、被害農地についても、市域全体へと拡大している。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和３年度）	目標値（令和８年度）
ハクビシン	—	—
アライグマ	39a 102千円	31a 82千円
タヌキ	—	—
カラス	32a 94千円	26a 75千円
ヒヨドリ	—	—
ムクドリ	—	—
スズメ	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	①有害鳥獣捕獲	箱わなの不足、捕獲従事者の確保、捕獲後の処理及び処分方法の検討が必要である。
	②アライグマの捕獲	捕獲数が飛躍的に増加する中、箱わなの不足、捕獲従事者の確保、捕獲後の処理及び処分方法の検討が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	希望農家が個別に電気柵等購入している	果樹農家などが、電気柵を設置しているが、導入が進んでいない。
生息環境管理その他の取組	—	—

(5) 今後の取組方針

① 被害防止対策の普及啓発 被害防止マニュアルの作成、地域学習会の開催等、野生動物の生態、野生動物が里に出没する背景等を学習し、正しい知識を身につける。
② 集落環境点検の実施 集落環境点検を行い、被害状況、集落環境の状況等実態を把握し、地域全体で共通認識を持つ。
③ 地域に応じた被害対策の実施 地域協議会等を中心に、正しい知識・集落環境点検の結果等を踏まえた、より効果的な被害対策を地域全体で実施する。
④ 適切かつ効果的な捕獲の実施

地域に応じた適切かつ効果的な捕獲を実施する。

また、特定外来生物に指定されているアライグマについては、「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき、捕獲・調査を実施するとともに、生息域及び被害状況が同様なハクビシンの捕獲についても積極的に実施していく。

⑤ 広域連携による鳥獣被害防止対策の推進

関係機関はもちろんのこと、他県、他市町村と情報交換等をおこない連携して鳥獣被害防止を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

地元農業者、地元住民等による捕獲の有資格者を育成し、適切かつ効果的に捕獲を実施する。

また、アライグマの捕獲については、県の定めるアライグマ防除実施計画に基づき、猟友会員等を従事者として、通年箱わなを利用した捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和6年度	ハクビシン アライグマ タヌキ カラス ヒヨドリ ムクドリ スズメ	・ 捕獲わなの貸与、貸出 ・ 狩猟免許取得者に対する支援 ・ 有害鳥獣捕獲事業従事者に対する支援 ・ 有害鳥獣捕獲事業従事者研修会
令和7年度		・ 捕獲わなの貸与、貸出 ・ 狩猟免許取得者に対する支援 ・ 有害鳥獣捕獲事業従事者に対する支援 ・ 有害鳥獣捕獲事業従事者研修会
令和8年度		・ 捕獲わなの貸与、貸出 ・ 狩猟免許取得者に対する支援 ・ 有害鳥獣捕獲事業従事者に対する支援 ・ 有害鳥獣捕獲事業従事者研修会

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

県鳥獣保護管理事業計画との整合性を図りながら、有害鳥獣捕獲を基本として、必要最小限の捕獲を実施する。アライグマについては、県のアライグマ防除実施計画を踏まえた捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数 等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ハクビシン	5	5	5
アライグマ	全 頭	全 頭	全 頭
タヌキ	5	5	5
カラス	10	10	10
ヒヨドリ	10	10	10
ムクドリ	10	10	10
スズメ	10	10	10

捕獲等の取組内容	
ハクビシン アライグマ タヌキ	・捕 獲 手 段 ： 箱わな ・捕獲実施予定時期： 通年 ・捕 獲 予 定 場 所： 市全域
カラス ヒヨドリ ムクドリ スズメ	・捕 獲 手 段 ： テグス ・捕獲実施予定時期： 通年 ・捕 獲 予 定 場 所： 市全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対 象 鳥 獣
北本市	委譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
今後検討予定			

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
該当なし			

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ハクビシン、アライグマ タヌキ、カラス、ヒヨドリ ムクドリ、スズメ	地域学習会等を開催し、野生鳥獣に対する正しい知識を習得する。また、何が原因なのか地域全体で集落環境点検を実施する。
令和7年度	ハクビシン、アライグマ タヌキ、カラス、ヒヨドリ ムクドリ、スズメ	地域学習会等を開催し、野生鳥獣に対する正しい知識を習得する。また、何が原因なのか地域全体で集落環境点検を実施する。
令和8年度	ハクビシン、アライグマ タヌキ、カラス、ヒヨドリ ムクドリ、スズメ	地域学習会等を開催し、野生鳥獣に対する正しい知識を習得する。また、何が原因なのか地域全体で集落環境点検を実施する。

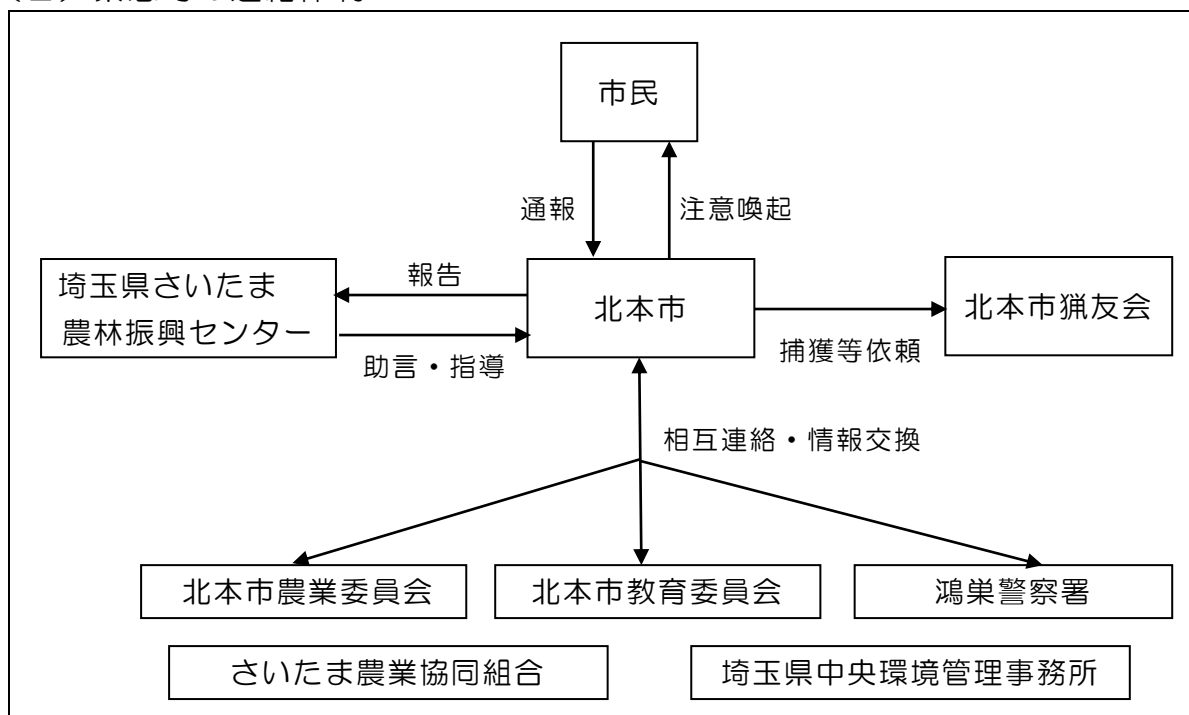
(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
北本市	状況確認、情報提供、関係機関との連絡調整
北本市猟友会	追払い、捕獲実施等
埼玉県さいたま農林振興センター	対策の助言、指導

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

現在は、アライグマに関しては、捕獲後、獣医師による安楽死の後、焼却処分している。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
----	------

ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	該当なし

（注） 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

（２）処理加工施設の取組

該当なし

（注） 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

（注） 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	北本市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
北本市農政推進会議	事業の推進、住民への意識高揚
北本市農業委員会	事業の推進、住民への意識高揚
さいたま農業協同組合	事業の推進、住民への意識高揚
埼玉県さいたま農林振興センター	事業の推進、ほ場への侵入防止技術支援
埼玉県中央環境管理事務所	事業の推進、対策の助言・指導
北本市猟友会	対策協力

北本市環境課	事業の推進、住民への意識高揚
北本市産業観光課	事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
埼玉県農業技術研究センター	対策の助言・指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

必要に応じて、鳥獣被害対策実施隊の設置を検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害地域ごとに、地域住民が協力し主体的に鳥獣被害対策が取り組めるよう、正しい知識を得た上で地域協議会の設立等体制作りを推進する。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

有害鳥獣被害防止対策については、被害者である農家が主体となり地域全体で複合的に取り組むことが重要であり、行政等は防除対策等の情報を提供しながら、この体制作りを推進する必要がある。

効果的な被害防止を図るには、

第一に、現在の状況から地域住民・行政等を問わず意識改革が必要である。地域学習会等を開催し、野生鳥獣に対する正しい知識を習得し、被害地域は餌場となっている事実を受け止める。その後、地域全体で集落環境点検を実施し、何が原因なのかを地域で学習し、共通認識を持って対策を実施する。

第二に、野生鳥獣を集落へ呼び寄せる一番の原因である餌場を作らないことが必要である。放任果樹の管理・除去等をおこなうとともに、不要農作物を放置しない等の対策を実施する。

第三に、野生動物の隠れ場所を作らないことが必要である。耕作放棄地の整備等を実施する。

第四に、人は[怖い]と認識させる必要がある。近づきにくい環境づくりを実施する。

第五に、農作物を守るための自己防衛が必要である。進入経路等に効果的な電気柵等を正しく設置する。

これらのことを地域全体でおこなうことが重要である。

しかし、現在野生鳥獣は、農作物等栄養の高い餌により個体数が増加しているため、捕獲等を平行しておこなう必要がある。

また、本計画を具体的に実施するため、鳥獣害防止総合対策事業に取り組む必要があると考えられる。